

「～ひとり親家庭の自立をサポートする～」

「 YELL ながさき メールマガジン Vol.93 H31.3.29 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

「 I N D E X 「-----

- ・ 特集 ……平成 30 年度「はたらく母子家庭・父子家庭
応援企業表彰」受賞企業決定
2019 年 11 月分の児童扶養手当から支払い
回数が年 6 回になります
- ・ 4 月の予定 ……定期法律相談
- ・ 編集後記 ……来年度もよろしくお願いいたします。

「 特集 「-----

◆平成 30 年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」
受賞企業決定

厚生労働省では、平成 18 年度からひとり親家庭に対しての自立支援の一環として、ひとり親就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を表彰する「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を公募し、受賞企業・団体の発表を実施しています。

これにより母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取り組みを促進すると同時に、ひとり親家庭の親の就業促進に向けた社会的機運を高めることを目的としています。

その平成 30 年度受賞企業 3 社が決定しました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000490646.pdf>

受賞理由として「全従業員に占めるひとり親の割合」、「全従業員に占める正社員であるひとり親の割合」の高さと、ひとり親家庭の親が仕事と家庭を両立できる環境や制度を整えてることが挙げられています。

◆ 2019 年 11 月分の児童扶養手当から支払い回数が年 6 回になります

少し先になりますが、これまで 4 ヶ月分ずつ年 3 回（4 月、8 月、12 月）での児童扶養手当の支払いが、2019 年 11 月分から 2 カ月分ずつ年 6 回（1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月）に見直されます。

※ただし、支払い月が変わる 2019 年 11 月は同年 8 月から 10 月までの 3 ヶ月分の支払いとなります。

家計管理のしやすさ、計画の立てやすさに繋がれば良いですね。

■ 4 月の予定 -----

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

4 月 17 日（水）13:00～16:00

《事前予約受付中》

※日程等合わない場合はご相談ください。

※遠方の方で来所相談が難しい方は、電話法律相談受付も行なっております。まずはご相談ください<(_ _)>

◆ 専門相談の日程が一部変更になります。

毎週月曜に実施しています「カウンセリング総合相談」が下記の通り変更となります。

